

(平成21年9月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から同年9月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間については、納付の事実が確認できないとの回答があった。

しかし、私は町内の納税組合の役員から国民年金への加入を勧められたので、昭和46年4月に夫と共に加入し、それ以降は保険料も一緒に納付してきた。平成21年3月中旬ごろに社会保険事務所から送付されてきた納付記録では、夫は申立期間が納付済みとされている。申立期間の納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入及び保険料納付に関する説明は詳細かつ具体的であり、申立人の国民年金被保険者資格取得日が昭和46年4月20日となっていることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立期間は6か月と短期間である上、申立人及びその夫は、いずれも申立期間後60歳となるまで国民年金保険料を完納しており、昭和50年1月以降は付加保険料も併せて納付しているなど国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の夫は、当初、申立期間は納付済み、その後の昭和46年10月から47年3月までの期間が未納とされていたが、平成21年5月21日に逆に申立期間が未納、その後の期間は納付済みに訂正されていることが確認できるなど、社会保険庁の記録管理に何らかの不手際があったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月及び同年9月

父親が厳格であったこともあり、税金等の滞納も無く、年金についても納付状況を確認し未納が生じないようにしてきた。申立期間は国民年金の未加入期間であったが、A社会保険事務所と交渉の上、自宅で同事務所女性職員に保険料を納付したので、納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、合計2か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、複数回の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っているとともに、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した状況について具体的に陳述しており、自宅で保険料を納付した際、一緒に居たとする申立人の母親の陳述内容とも一致する。

さらに、A社会保険事務所は、申立人に不利益を及ぼすような何らかの行政側の不手際があったため、未加入期間ではあるが、申立期間の保険料の納付を特例的に認めた可能性もあると回答しており、申立内容に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 滋賀厚生年金 事案 412

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月21日から同年4月1日まで

申立期間当時、B社から関連会社であるA社に転籍した。この間1日も途切れず勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険が空白となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の供述内容から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたと考えられるとともに、申立人が所持する「平成8年分の所得税の確定申告書(控)」における社会保険料欄の記載金額は、12か月分の厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額(社会保険庁の記録にある平成8年1月から同年2月までの期間及び同年4月から同年12月までの期間の標準報酬月額を基に算出)とおおむね一致することから、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成8年4月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立てに係る事業所は既に適用事業所ではなくなっており、当時の代表者とも連絡が取れないため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月31日から同年4月1日まで  
② 昭和37年1月30日から同年2月1日まで

申立期間①のA社及び申立期間②のB社を退職する際には、月末まで勤務していた記憶がある。中途半端な辞め方をしていないので厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社を吸収合併したC社が保管しているA社の社会保険者名簿及び経理担当者の証言により、申立人が申立てに係る事業所に昭和36年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年2月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所が全喪し統合され、その後、吸収合併したC社では、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料の納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付さ

れるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、B社は既に解散しており、事業継承先であるD社からは、申立人は在籍していたが人事記録等の資料は無く、退社日は不明であるとの回答があり、当時の同僚の証言からも申立人の退社日を確認できない。

また、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和37年1月30日であることについて、当該事業所の当時の経理担当者は、「当時は給与の締め日(20日)以降に退職する者が多かった。退職日の翌日を社会保険の喪失日として手続をしていた。申立人についても、退職月(昭和37年1月分)の厚生年金保険料を控除していない。」と証言している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 滋賀厚生年金 事案 414

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B事業部における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和41年11月1日）及び資格取得日（42年8月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年10月1日から35年3月1日まで  
② 昭和41年11月1日から42年8月1日まで

申立期間①は、C社において、昭和35年3月1日資格取得となっているが、同社には高校時代の教師の紹介で34年10月1日に入社しているので、資格取得年月日もその日に訂正してほしい。

また、申立期間②は、昭和35年10月1日からD社に勤務し、その後同社が合併したA社に63年8月31日まで継続して勤務していた。

しかし、申立期間②について、A社における厚生年金保険被保険者期間が空白となっているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、社会保険事務所の記録では、A社B事業部において昭和41年5月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年11月1日に資格を喪失後、42年8月1日に同社同事業部において再度資格を取得しており、41年11月から42年7月までの期間の被保険者資格が無い。

しかし、勤務証明書、健康保険被保険者加入証明書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる上、複数の同僚は、申立人が申立期間において、同社B事業部に継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態に変化は無かったことを証言しているところ、当該複数の同僚は、

いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年10月の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年11月から42年7月までの保険料についての納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は昭和34年10月1日にC社に入社し、この時点から厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、当該事業所において35年4月1日に被保険者資格を取得している同僚は、「私は、昭和34年6月にC社に入社したが、同社は主に機械設計等の技術者の派遣会社で、実践力のある人を雇う方針であったことから、正社員となるまで一定の試用期間があった。」としていることから、申立期間当時、同社では、新入社員に対し一定期間の試用期間を設け、その間は厚生年金保険の被保険者資格を取得させない取扱いであったことがうかがえる。

さらに、C社は既に解散しており、当時の事業主に連絡はつかず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及び同社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで

高校を卒業後、昭和40年4月1日にA社に入社し、C地方で技術訓練を受けた後、同年7月21日に同社B営業所に転勤になった。その後も同社の関連企業に継続して勤務しているのに、昭和40年7月20日から同年8月1日までの厚生年金保険被保険者期間が無い。

申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

在籍期間証明書、経歴証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和40年7月21日にA社から同社B営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年8月のA社B営業所に係る社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA社から同社B営業所に転勤した32名についても、同様に被保険者期間に欠落が見られるところ、申立人及び当該32名全員の取得日及び喪失日を社会保険事務所が誤って記録することは考え難いことから、事業主が資格喪失日を同年7月20日、資格取得日を同年8月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部（同社C工場）における資格取得日に係る記録を昭和30年5月21日に、資格喪失日に係る記録を32年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、30年5月及び同年6月を6,000円、32年2月から同年4月までを1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年5月21日から同年7月1日まで  
② 昭和32年2月21日から同年5月2日まで

A社に昭和30年1月13日に入社し、平成7年\*月\*日に定年退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社が保管する人事記録、同僚の証言等から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和30年5月21日にA社D部（同社E工場）から同社B部（同社C工場）に異動、32年5月2日に異動を伴わず厚生年金保険を同社本社にて一括適用）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B部（同社C工場）に係る昭和30年7月及び32年1月の社会保険事務所の記録から、30年5月及び同年6月は6,000円、32年2月から同年4月までは1万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、社会保険事務所の記録によれば、A社B部（同

社C工場)は、昭和30年7月1日から厚生年金保険の適用事業所となっているが、同社の人事記録、複数の同僚等の証言によれば、当該事業所は申立期間において10人以上の従業員を雇用していたことが確認できることから、当該期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間①及び②について、A社の当時の経理担当者は、昭和29年から32年ごろまでの間に順次、同社E工場が同社C工場へ移転した時と、32年5月2日の厚生年金保険の本社一括適用の時期が重なり、届出の手續が混乱したため、社会保険事務所への適正な届出が行われなかった旨の証言をしている。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間①は適用事業所としての記録管理がなされていない期間である上、上記のように、当時の経理担当者が、当時、申立人の厚生年金保険の届出について、適正に行われなかった可能性がある旨の証言をしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったことがうかがわれ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 滋賀厚生年金 事案 417

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月30日から同年10月1日まで  
A社に昭和47年4月1日に入社し、48年9月30日まで勤務した。48年9月分の厚生年金保険料も給与から天引きされていたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

在籍証明書及び雇用保険の記録等から判断すると、申立人はA社に昭和48年9月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年8月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日について昭和48年10月1日と届けるべきところを誤って同年9月30日と届けたことを認めており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年9月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和37年8月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月28日から同年9月15日まで

昭和37年8月末にA社C工場から同社B工場に技術指導に行ったが、継続して勤務しており同社を退職したことなどはない。申立期間が空白となっていることは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言などから、申立人がA社に継続して勤務し（昭和37年8月28日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年9月の社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和37年8月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月28日から同年9月15日まで

昭和37年8月末にA社C工場から同社B工場に技術指導に行ったが、継続して勤務しており同社を退職したことなどはない。申立期間が空白となっていることは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言などから、申立人がA社に継続して勤務し（昭和37年8月28日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年9月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から47年3月まで

申立期間当時の国民年金保険料については、母から、「私、叔父及びAの3人分の保険料を集金人に納付していた。」と聞いている。母と叔父は納付済みであるのに、私のみが未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年5月1日に払い出され、申立人が共済組合の被保険者資格を喪失した同年4月1日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、申立人の母親が国民年金の加入手続をし、保険料を納付していたと主張しているが、申立人の母親の記憶は曖昧であり、申立人自身は、国民年金の加入手続や保険料の納付に関与していないため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から平成2年3月までの期間及び同年7月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年7月から平成2年3月まで  
② 平成2年7月から9年3月まで

申立期間当時は、自分自身が国民年金保険料を納付していたわけではないが、父親が、私が年金の受給権を満たせるようにと、国民年金に加入し、保険料を納付してくれていた。住所が変遷しており、記憶も定かではないが、申立期間の納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

基礎年金番号の導入以前に国民年金に加入した場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、申立人が住んでいたとするA市、B市及びC市において、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、A市の国民年金保険料収滞納リストに申立人の氏名は無く、B市及びC市に照会しても、申立人に係る国民年金被保険者名簿は見当たらない。

さらに、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は既に亡くなっており、申立人の母親にも聴取できないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成11年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月から同年12月まで  
会社に勤務していた時、社会保険関係の事務をしており、年金や保険の大切さを理解していたことから、退社後は自分で国民年金保険料を納付していた。国民年金加入期間のうち、5か月だけ納付しないということはないので、申立期間の納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の保険料納付に関する記憶が不明確であるため、申立期間の保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間中の平成11年11月5日にA市からB市に転居しているが、転居に伴う国民年金の手続についての記憶も不明確であり、A市及びB市における申立人の納付記録を確認しても、申立期間は未納とされており、社会保険庁の記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月1日から30年1月1日まで

申立期間、A社に勤務し、Bの販売及び修理の業務に従事していた。同事業所には、事業主から「うちの会社は、年金を取り扱っているのです、来てほしい。」と誘われ、入社した覚えがある。

厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者であった6人中、連絡のついた2人に照会したが、申立人のことを知る者はいなかった。

また、申立人は当時の同僚の氏名を覚えていない上、「社長の自宅に住み込んでいた。」としているところ、申立人が記憶している事業主の妻の名前は、事実と相違している。

さらに、当該事業所は昭和36年6月1日に適用事業所でなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立ての事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。